

北広島町薪ストーブ購入補助金Q & A

Q 1 ; 木を伐って燃やすことは環境破壊につながらないのですか。

A ; 木を燃やしても二酸化炭素が排出されますが、その量は成長過程で吸収した二酸化炭素の量とほぼ同じで、大気中の二酸化炭素を増加させないといわれています。また、木は将来枯渇の心配がされる石油などの化石燃料とは異なり、植えることで再生産可能な資源です。現在、木を伐って使わなくなったことで森林病害虫による被害や、イノシシや鹿などの獣による被害が増えています。木を伐って薪として有効活用すれば、二酸化炭素の削減に貢献するだけでなく、森林環境を豊かにすることにもつながります。

Q 2 ; 森林の多面的機能の向上とはどのようなものですか。

A ; 多面的機能を維持・向上させるためには、植栽・下刈り・間伐等によって森林を育てる「森林整備」が必要で、適正管理された森林は次のような機能が向上します。

1. 国土の保全…土砂災害防止や土壌保全
2. 水源のかん養…洪水緩和、水資源貯留、水質浄化
3. 生物多様性の保全…野生動植物種の生育・生息の場、森林生態系の保全
4. 地球温暖化の防止…二酸化炭素吸収、化石燃料代替
5. 林産物の供給…木材（建築材、燃料材等）、食料（きのこ、山菜等）
6. その他…快適環境形成、文化、レクリエーション機能

Q 3 ; 薪ストーブの設置に関する法規制はありますか。

A ; 建築基準法、消防法のほか、北広島町火災予防条例(平成 17 年条例第 221 号)において、関連する部分がありますので、これらに適合した方法でストーブを設置してください。適合条件については、補助金申請をご検討されている方に対し、参考資料を配布します。

Q 4 ; 薪ストーブの煙に関する法規制はありますか。

A ; 現在の日本には、焼き肉、焼き鳥、ピザ釜、暖炉、風呂釜を含めて、煙に関する浄化義務はありません。大気汚染防止法や悪臭防止法は、工場や事業場における一定規模以上の設備（ボイラー等）についての規制を定めた法であり、一般家庭は対象外です。

Q 5 ; 薪ストーブは住宅地でも使えますか。

A ; マンションやビルなどを除いて、物理的に個人の家屋に薪ストーブが設置できないことはありません。ただし薪ストーブのことをまったく知らない近隣の方々が、隣の家の屋根から煙突が出ているのを見て不安に感じることも考えられます。出火の心配はもちろん、煙突の煙が洗濯物を汚すのではないかと不安・不快になる場合もあります。煙突口からわずかに漂う薪が燃えるにおいを嫌う人もいます。

都市部では薪ストーブを設置後に近隣からの苦情があり、使用を中止したケースもあります。薪ストーブ設置にあたっては、周辺住民の理解が得られるように努める必要があります。

Q 6 ; 煙の出にくい燃やし方がありますか。

A ; 物を燃やす過程では、少なからず煙は発生します。しかし設備選択と使用方法によって低く抑えることもできます。

〔二次燃焼機能〕

火室で薪が熱せられ発生した燃焼ガスは、低温燃焼のため、煙に未燃焼ガスが多く含まれます。二次燃焼機能とは、一次燃焼で燃やしきれなかった不純物質を、もう一度燃焼させて不純物質を取り除き、よりクリーンなものとして煙突から排出させるという仕組みです。三次燃焼機能を備えた薪ストーブもあります。

〔二重煙突〕

煙の原因の一つである不完全燃焼を防ぎ、煙を効率よく排出する仕組みとして二重煙突が挙げられます。薪ストーブ本体に給排気ファンはなく、煙突内の上昇気流を利用しています。薪が燃えて発生した熱い排気は上昇気流により、自然と煙突を通り屋外に排出され、気圧の下だったストーブ内部では給気口から自然と空気を取り込まれるのですが、安定した給排気により不完全燃焼を防止するためには煙突内の排気を冷やさないことが重要であり、その点で二重煙突は一重煙突より優れているといえます。

また二重煙突は、安定した給排気、不完全燃焼の防止のほか、煙の逆流を防止し、煙突が冷えているときに付着しやすい煤やタールの蓄積を抑える効果もあります。

〔使用方法〕

薪以外のものを燃やさないのは当然のことですが、塩分、薬剤、ビニールなどが含まれたものを燃やすと、火室内で一度に高温で燃え上がる、有毒ガスを発生させるなど、結果としてストーブ本体や煙突を損傷させてしまう原因となります。また木でも建築廃材は接着剤などの不純物が含まれているものも同様です。薪はよく乾燥させたもの（含水率 20%以下）を使用することで不完全燃焼が防止でき、煙の発生を抑えることができます。

Q 7 ; どのような設備が補助金の対象となりますか。

A ; 薪を燃料とした薪ストーブであり、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有しているものとし、新品（未使用品）を対象としています。

Q 8 ; 借家の戸建住宅に住んでいますが、補助金の対象となりますか。

A ; 住宅の賃借人も補助事業の対象です。ただし所有者（所有者が複数の場合はその全員）から同意を得たうえで、同意書と住宅の賃貸借契約書(写)を添えて申請してください。

Q 9 ; 今住んでいる住宅の所有者は父ですが、父の同意があれば私が補助金申請をすることができますか。

A ; 所有者であるあなたの父が申請者となります。

Q10 ; 他の市（町）に住んでいますが、今後、住宅を新築し、転入を予定していますが、補助金の対象となりますか。

A ; 実績報告書を提出していただく時点で転入されていることが確認できれば、補助金の対象とな

ります。

Q11 ; 町税等の滞納がないとは具体的にはどのようなものがありますか。

A ; 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、下水道料、保育料、きたひろネット利用料などがあります。

Q12 ; 薪ストーブの設置・購入費はどのくらいになりますか。

A ; 薪ストーブに要する費用は、薪ストーブ本体、関連用品、煙突、設置施工費などがあり、本体価格や煙突などによって金額は大きく変動します。

薪ストーブ本体は、二次燃焼機能付きのタイプで約 20～60 万円、煙突は二重煙突タイプで長さにもよりますが 50 万円程度かかるといわれ、全体では 100 万円規模になります。

その他ランニングコストとして、薪をすべて購入した場合には薪燃料費に年間 7～14 万円、煙突掃除は年一回で 3～5 万円が相場となっています。

Q13 ; 薪ストーブのタイプにはどのようなものがありますか。

A ; 薪ストーブは燃焼方式で大きく分けると、輻射熱式ストーブ、対流熱式ストーブ、暖炉式（開放型）ストーブの 3 つのタイプがあります。

輻射熱式は、薪ストーブの典型的なタイプで、ストーブ全体から熱を発生し、主暖房としては最適です。鋳物の「熱しにくい、冷めにくい」特性を強く感じられるタイプです。凹凸をつけ表面積を広くし、輻射熱の放射の効率をアップさせたデザインのものも多く、日本のダルマストーブがこのタイプにあたります。

対流熱式は、薪ストーブの構造としては一番複雑なタイプです。外部からは解りませんが、内部にもう一層本体を囲った二重構造になっていて、その鋳物と鋳物の間にある空気を暖め、自然対流で室内に吹き出させるようになっています。正面のドア以外は比較的高温になりにくいので、安全性が高いというのも特徴です。

暖炉式（開放型）ストーブに扉がついておらず、密閉されていないタイプです。燃える薪の炎を直接見えるのは魅力的ですが、暖炉同様、熱のほとんどが煙突より排出されるため、燃焼効率も他の 2 タイプより劣ります。したがって部屋を暖める主とした暖房として使うより、炎が見えるインテリアとしたストーブに適しています。

Q14 ; 石油ストーブの灯油代と薪ストーブの薪代では、どちらが高くなりますか。

A ; それぞれの家庭の使用状況などによって異なりますが、自分で薪づくりをせず全て購入した場合には、石油ストーブの灯油代よりも割高になります。しかし薪を自己調達、もしくは原木で購入し薪づくりを行った場合には、労力を考えなければ灯油代よりも安くなるという試算もあります。

Q15 ; 薪ストーブの設置にあたっての注意点があれば教えてください。

A ; 薪ストーブの規格や種類によっても異なりますので、設置事業者の方に聞かれるのが一番だと思いますが、例を挙げるとすれば、近年、住宅火災の原因として「低温炭化」という現象があることが話題となっています。火の気がなく、しかも誰もいないキッチンの壁から突然出火す

るといった現象です。

その原因は、キッチンの壁の内部などに使用されている木材が、長期にわたって熱を受けたことによって炭化してしまうため、「炭化による低温着火」とも呼ばれています。炭化の進んだ木材は、表面温度が 150℃ほどでも着火してしまう可能性があると言われていています。

現在、日本で薪ストーブを設置する場合は、こうした低温炭化が起きないように、不燃性の炉台を設けるほか、熱が家屋に伝わらないように炉壁を設けるなど、対策が講じられており、正しく設置された薪ストーブなら、低温炭化のリスクは大きく軽減されています。

ただし、設置時には安全性が確保されたものであっても、その後に室内の模様替えや、家具の追加や移動をしてしまうことにより条件は変わってしまいますので、注意が必要となります。